

# 全国スポーツ少年大会開催基準要項

## 1. 総 則

全国スポーツ少年大会(以下「大会」という)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

## 2. 目 的

大会は、スポーツ少年団活動をより一層促進し、地域における活動の活発化を図るため、全国都道府県代表の団員及び指導者の参加を得て開催する。

また、大会はリーダーの育成を考慮したスポーツ交歓交流会である。

## 3. 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(以下「日本スポーツ少年団」という)、開催地都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団(以下「開催県スポーツ少年団」という)とし、その他開催地都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会を加えることができる。

## 4. 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、国民体育大会開催都道府県が所属するブロックの持ち回りとし、当該ブロック内都道府県において、その前々年度に開催する。
- (3) 地区の区分は、次の通りとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	ブロック名	都 道 府 県 名
北 海 道	北海道	近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
東 北	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	中 国	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	四 国	香川県、徳島県、愛媛県、 高知県
北 信 越	長野県、新潟県、富山県、 石川県、福井県	九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
東 海	静岡県、愛知県、三重県、 岐阜県		

- (4) 大会の会場選定については、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

## 5. 開催地の決定

開催地都道府県の決定は、当該ブロックと協議のうえ、大会開催年の3年前の年度末までとする。

## 6. 大会の開催時期及び期間

- (1) 大会の開催時期は、参加団員の夏休み期間を考慮し、7月下旬から8月上旬とすることを原則とする。
- (2) 大会期間は、原則として4日間とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

## 7. 参加資格及び参加人員

都道府県参加者の総数は、原則として 288 名とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者側の協議により決定する。

なお、参加団員及び指導者は、下記事項を満たす者で都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者とする。

### (1) 団員

- ① 大会開催年度に団員登録をし、開催年の 4 月 1 日現在、中学 1 年生以上高校 3 年生相当の年齢の者とする。ただし、ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学 6 年生の者でも参加を認める。  
各都道府県 5 名(男女各 2~3 名)を基準とするが、内訳(年齢及び男女比)については都道府県にて決定するものとする。
- ② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者。
- ③ 保護者に大会参加の承諾を得た上、通学校長に大会参加の届出を行った者。
- ④ 大会の参加にあたり事前研修を受けた者。

### (2) 指導者

以下の条件を全て満たすとともに、集団指導の能力に優れ、状況に応じた対応ができ、かつ大会運営に協力できる者。

- ・ スポーツ少年団に指導者として登録している者
- ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」

## 8. 大会プログラム

(1) 大会プログラムは、「2. 目的」に則したリーダーの育成に考慮したものとして、次の活動を組み込み、参加者が全活動に参加できるようにする。

- ・ スポーツ活動(2 種目。うち 1 種目は障がい者のスポーツ活動への理解が深まる内容であることが望ましい)
- ・ 文化活動(地域の文化を知る活動、オリンピック教育活動等)
- ・ 交歓交流活動(レクリエーション、グループワーク、ディスカッション等)
- ・ 野外活動

(2) 各活動の具体的内容は、主催者間の協議により決定する。

## 9. 表彰

各種活動における表彰方法については、別に定める。

## 10. 大会の式典

(1) 大会の式典は、開会式及び閉会式とし、所要時間はそれぞれ 30 分程度とする。

(2) 式典には、次の項目を入れるものとする。ただし、その他の項目については、主催者間で協議のうえ決定する。

### ① 開会式

開会宣言(大会委員長)／国旗掲揚及び国歌斉唱／大会旗、開催地都道府県旗掲揚及び日本スポーツ少年団の歌「若いぼくら」斉唱／大会会長挨拶／スポーツ庁長官挨拶／開催地都道府県(及び市区町村)代表の歓迎の言葉／日本スポーツ少年団団員綱領朗読(開催都道府県または開催ブロック代表)／参加者代表の言葉(開催都道府県代表)

### ② 閉会式

大会会長挨拶／開催地都道府県(及び市区町村)代表の別れの言葉／参加者代表の言葉(次

年度開催都道府県代表)／掲揚旗降納／大会旗引継ぎ(大会委員長・次年度大会関係役員)／  
日本スポーツ少年団の歌「みどりの朝風」斉唱／閉会宣言(大会委員長)

- ③ 大会関係の旗の掲揚は、掲揚台に向い、国旗を中心に左側に大会旗、右側に開催都道府県旗とする。
- ④ 開会式での服装は、主催者側で準備する T シャツ・帽子を着用するものとする(ただし、室内で行う場合での帽子着用は、主催者側の指示による。)

## 11. 大会役員

- (1) 大会役員は、おおむね次の通りとする。(別添「編成基準一覧」参照)

名誉会長	公益財団法人日本スポーツ協会会長
名誉副会長	公益財団法人日本スポーツ協会副会長 公益財団法人日本スポーツ協会専務理事 公益財団法人日本スポーツ協会担当常務理事
	開催地都道府県体育・スポーツ協会会長 開催地都道府県教育委員会教育長 開催地市区町村教育委員会教育長
会 長	日本スポーツ少年団本部長
副 会 長	日本スポーツ少年団副本部長
名誉顧問	スポーツ庁長官
顧 問	スポーツ庁次長／開催地都道府県知事／開催地都道府県議会議長／開催地 市区町村長／開催地都道府県体育・スポーツ協会副会長／ 開催地都道府県体育・スポーツ協会専務理事／ 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合会長／ 公益財団法人ミズノスポーツ振興財団会長
参 与	公益財団法人日本スポーツ協会理事(含常務理事) スポーツ庁健康スポーツ課長 各都道府県スポーツ少年団本部長
委 員 長	開催県スポーツ少年団本部長
副委員長	日本スポーツ少年団常任委員(活動開発部会長) 開催県スポーツ少年団副本部長 公益財団法人日本スポーツ協会事務局長
委 員	日本スポーツ少年団常任委員 開催県スポーツ少年団常任委員 公益財団法人日本スポーツ協会事務局(局長代理・次長・担当部長・課長) 開催地都道府県体育・スポーツ協会事務局(局長・次長) その他

- (2) 大会役員については大会会長が委嘱する。

## 12. 大会実行委員会

- (1) 開催県スポーツ少年団は、大会運営のため実行委員会を設置し、大会を主管する。
- (2) 実行委員会は、開催地都道府県及び開催地のスポーツ少年団関係者と日本スポーツ少年団の担当役員、その他をもって構成し、規定を設ける。
- (3) 実行委員会委員長は、開催県スポーツ少年団本部長があたる。
- (4) 実行委員会の規定には、次の内容を明記する。

①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤掌握内容 ⑥その他必要事項

- (5) 実行委員会には、概ね下記の部会を設ける。各部会は担当業務の企画と執行にあたる。
- ① 総務部(若干名) 大会の予算、広報、受付、接待その他部会に属さない事項に関すること。
  - ② 式典部(若干名) 開・閉会式等式典に関すること。
  - ③ 活動部(若干名) 各種行事・企画運営、スポーツ・文化・交歓交流・野外活動等活動全般に関すること。
  - ④ 生活部(若干名) 生活全般の企画運営、調整等に関すること。
  - ⑤ リーダー部 リーダーの確保と養成・研修及びリーダー活動に関すること。
- (6) 実行委員会は、各部の他に運営委員会を設ける。運営委員会は、各部の代表者等で構成し、各部の企画の審議と連絡調整、大会運営の推進にあたる。
- (7) 実行委員会は、大会運営に係る各部の運営委員の他、運営リーダー(運営係員)を委嘱し各部の運営補助に当たらせるものとする。なお、運営委員は30名程度、運営リーダーは50名程度とし、委嘱については、実行委員会委員長が行う。
- (8) 実行委員会は、大会の目的を達成するために、講師及び助手若干名を委嘱することができる。
- (9) 実行委員会は、事務局を設ける。実行委員会事務局は各部の連絡調整、業務の推進のほか庶務、会計、及び諸会議の準備にあたる。

### 13. 参加申込み

- (1) 各都道府県スポーツ少年団は、参加者をとりまとめ本部長名をもって申込みものとする。
- (2) 参加申込み者は、所定の申込書を2部作成し、定められた期限までに、それぞれ1部を下記宛に送付する。
  - ① 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
  - ② 大会実行委員会
- (3) 参加申込み期限は、主催者間で協議し決定する。
- (4) 参加申込み用紙は、日本スポーツ少年団で作成し、各都道府県スポーツ少年団宛送付する。

### 14. 参加負担金(参加料)

- (1) 大会参加の都道府県スポーツ少年団は、負担金を公益財団法人日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 負担金の額は、日本スポーツ少年団で定める。

### 15. 参加者旅費

大会旅費基準により参加者の交通費を補助する。

ただし、開催地都道府県所属の参加者には支給しない。また、大会期間中の宿泊・食事代等必要経費については、日本スポーツ少年団が負担する。

### 16. 傷害保険

大会期間中(前後の移動日を含む)は、公益財団法人日本スポーツ協会が参加者全員を被保険者として下記の傷害保険に加入する。

- (1) 支払われる保険金
  - ① 死亡保険金 200万円
  - ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて6万円～200万円
  - ③ 入院保険金 日額3,000円(180日限度)
  - ④ 通院保険金 日額2,000円(90日限度)
- (2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり、疾病は対象とならない(事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる)。  
なお、その他保険金支払いにかかわる詳細については、傷害保険普通保険約款及び国内旅行傷害保険特約条項による。

## 17. 視察員

- (1) 次期大会開催県スポーツ少年団は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員は、原則として次期大会実行委員会構成員とする。
- (3) 視察員派遣に係わる経費(旅費)は、3名を限度として日本スポーツ少年団が負担する。なお、対象期間は大会期間及び移動日とする。

## 18. 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、公益財団法人日本スポーツ協会委託金及び開催地都道府県体育・スポーツ協会負担金でまかなう。

## 19. その他

災害や感染症の流行等の影響により本要項記載事項の実施が困難な場合は、主催者間で協議の上、項目を省略および変更することができる。

### <附 則>

1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。
2. 本要項は、平成元年4月1日から施行する。
3. 本要項は、平成10年4月1日から改定施行する。
4. 本要項は、平成10年6月9日から改定施行する。
5. 本要項は、平成15年4月1日から改定施行する。
6. 本要項は、平成17年4月1日から改定施行する。
7. 本要項は、平成23年4月1日から改定施行する。
8. 本要項は、平成25年4月1日から改定施行する。
9. 本要項は、平成28年3月4日から改定施行する。
10. 本要項は、平成28年11月11日から改定施行する。
11. 本要項は、平成30年4月1日から改定施行する。
12. 本要項は、令和2年6月24日から改定施行する。
13. 本要項は、令和2年10月14日から改定施行する。
14.
  - (1) 本要項は、令和2年11月20日から改定施行する。
  - (2) 第4項第2号は、令和5年度以降の大会に適用する。
  - (3) 「国民体育大会」の大会名称は、令和6年に開催する第78回大会から「国民スポーツ大会」に変更となる。このため、本要項に定める「国民体育大会」は、第78回大会以降は「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。
  - (4) 第7項第1号①ただし書きについて、令和3年度に限り、新型コロナウイルス禍が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学6年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認めるものとする。
  - (5) 第7項第2号に定める次の記載は、令和3年度に限りこれを適用しないこととする。
    - ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」
15.
  - (1) 本要項は、令和3年11月26日から改定施行する。
  - (2) 第7項第1号①ただし書きについて、令和4年度に限り、新型コロナウイルス禍が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学6年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する

者については参加を認めるものとする。

(3) 第7項第2号に定める次の記載は、令和4年度に限り、これを適用しないこととする。

- ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」

16. 本要項は、令和4年2月25日から改定施行する。